2　この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第八条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第九条　附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（地方自治法の一部改正）

第十条　地方自治法の一部を次のように改正する。

第二百五十二条の十九第一項第九号の次に次の一号を加える。

九の二　医療に関する事務

別表第一公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）の項第一号中「都道府県」の下に「又は指定都市」を加え、同表消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）の項及び医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の項を削り、同表文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の項中「都道府県」の下に「又は指定都市」を加え、同表介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の項中「第百九十七条第三項」を「第百九十七条第四項」に改める。

（漁港漁場整備法の一部改正）

第十一条　漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第八項中「都道府県知事（」の下に「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内にあつては、当該指定都市の長。以下この項において同じ。）（」を加える。

（港湾法の一部改正）

第十二条　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第二項中「よる都道府県知事」の下に「（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内にあつては、当該指定都市の長。以下この項において同じ。）」を加える。

（水産資源保護法の一部改正）

第十三条　水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）の一部を次のように改正する。

第十八条第四項中「第十六条」を「第十六条第二号」に、「行なう」を「行う」に、「掲げる」を「規定する」に改め、同条第五項中「掲げる」を「規定する」に改め、「よる都道府県知事」の下に「（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内にあつては、当該指定都市の長）」を加える。

第三十五条の二中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

（へき地教育振興法の一部改正）

第十四条　へき地教育振興法（昭和二十九年法律第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第一項中「都道府県」の下に「（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の設置する小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程並びに共同調理場については、当該指定都市。次条において同じ。）」を加える。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）

第十五条　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四十条中「、第五十八条第一項」及び「、第五十八条第二項」を削る。

第四十七条第一項の表第十六条各号列記以外の部分の項及び第十六条第三号の項並びに第四十七条の五第五項中「、第五十八条第一項」を削る。

第五十八条を次のように改める。

第五十八条　削除

（登録免許税法の一部改正）

第十六条　登録免許税法の一部を次のように改める。

別表第一第七十一号及び第七十二号を次のように改める。

七十一　食品等の製品検査に係る登録検査機関の登録		
食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四条第九項（登録検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき十五万円
七十二　削除		

別表第一第八十六号㈠中「更新」を「政令で定めるものに限り、更新」に改め、同号㈡及び㈢中「もの」を「変更登録で政令で定めるもの」に改め、同表第百二十五号の三㈠中「更新」を「政令で定めるものに限り、更新」に改め、同号㈡中「財務省令」を「政令」に改める。

（環境影響評価法の一部改正）

第十七条　環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第二項、第四十二条第三項及び第四十五条第二項中「第八十七条の二第四項」を「第八十七条の二第三項」に改める。

（都市再生特別措置法の一部改正）

第十八条　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第四項中「第八十七条の二第三項から第八項まで」を「第八十七条の二第四項から第九項まで」に改める。

（構造改革特別区域法の一部改正）

第十九条　構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条第四項中「（これらの規定を同法第六十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）」及び「同法第六十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含み、」を削る。

（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の一部改正）

第二十条　道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第十一条から第十六条まで」を「第十二条、第十三条及び第十六条」に改め、同条第四項中「第十一条から第十六条までの規定及び」を「第十二条、第十三条及び第十六条の規定並びに」に改める。

第十一条を次のように改める。

第十一条　削除

第十二条第一項中「公告の日」を「第七条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公告の日（第四項を除き、以下単に「公告の日」という。）」に改め、同条第四項中「変更公告等の日において現にこれら」を「当該道州制特別区域計画の変更に係る第七条第五項において準用する同条第四項の規定による公告の日又は計画期間が満了した日（以下「変更公告等の日」という。）において現に第一項又は第二項」に改める。